秋田市立土崎小学校いじめ防止基本方針

1　いじめの定義と基本的な考え方

(1)　いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2)　基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

◆いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
◆いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
◆いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
◆いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
◆いじめは、見ようとしなければ見えない。
◆いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
◆いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など集団全体にかかわる問題である。
◆いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。
◆いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
　・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。
　・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
◆いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子ども及びいじめた子どもについては、日常的に保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。
◆真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活が送れるようになると共に、学校が好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すまで継続的に支援に努めます。

２　いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家族や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「『わかった』・『できた』を実感でき、『もっと学びたい』につながる授業」づくりに取り組みます。

(1)　家庭や地域と連携して規範意識をはぐくむ道徳教育の充実

・道徳の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信でお知らせしたりするなど、いじめ問題について考える機会をもつと共に情報提供に努めます。

・ＰＴＡの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。

(2)　特別活動の充実

・土崎小学校「港っ子の約束」を活用し、年間を通して「いじめ撲滅」に向けた子ども主体の取組(みんなでつながる港っ子　等)を実施するとともに、その取組を保護者や地域の方に紹介します。

・働くことの喜びを味わわせたり、自主的・主体的な活動を促したりするために、児童会活動の活性化を図ります。また、幅広い交友関係を通して好ましい人間関係を築くとともに上学年としての自覚や責任感を育てるため、異学年グループ活動の充実を図ります。

(3)　体験活動の充実

・自分と友達の違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、港っ子活動(縦割り活動)、校外学習、宿泊体験学習、修学旅行等の充実を図ります。

(4)　一人一人の居場所がある学級経営の充実

・規範意識を育て、安心して生活できる学級を目指します。

・一人一人が意欲的に活動し、互いによさを認め合う学級を目指します。

(5)　生徒指導の４つの実践上の視点（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定・安全、安心な風土の醸成）を生かした「『わかった』・『できた』を実感でき、『もっと学びたい』につながる授業」づくりの推進

・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感でき

る振り返りなど、「『わかった』・『できた』を実感でき、『もっと学びたい』につながる授業」づくりを進めます。

(6)　個に応じた支援の充実
・特別な配慮が必要な子ども（身体的な障害や発達障害、性同一性障害のある子ども、海外からの帰国など外国につながる子ども、震災等で避難した子ども等）への特性や心情に寄り添い、適切な指導に努めます。

(7)　情報モラル指導の充実
・インターネット等によるいじめ防止のために、関係機関との連携を図りネットトラブル防止教室を開催します。

３　いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察等を通し、けんかやふざけ合いなど、いじめにつながるささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1)　学校生活アンケートの実施
・年３回（６月、１０月、２月）の「くらしのすがた」(生活アンケート)のほか、必要に応じて状況を適切に把握するためのアンケートや面談などを実施します。

(2)　Ｑ－Ｕ（Questionnaire-Utilities　楽しい学校生活を送るためのアンケート）調査の実施
・５年生でＱ－Ｕ調査を実施し、児童理解と学級経営に有効活用します。

(3)　ふれあい相談の実施
・学級担任が児童との二者面談を通して、子どもの悩みや不安等を聴き取ります。

(4)　家庭学習ノートの活用
・家庭学習ノートに、子どもたちが生活や学習で感じていることや担任への相談などを自由に書くことで、子ども一人一人の理解に努めるとともに、子どもと担任とのコミュニケーションを深め、信頼関係をつくります。

(5)　保護者面談の実施
・長期休業等を利用して学級担任が保護者と面談し、子どもの家庭での状況や学校でのくらしぶり、友達関係などについて情報交換を行い、子どものよりよい成長について共通理解を図ります。

(6)　相談窓口の周知
・学級担任以外に、学団主任、教頭、教育相談担当、生徒指導主事、養護教諭が、子どもや保護者の相談窓口となります。

(7)　「土小いじめ対策委員会」での情報共有
・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに「土小いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。

４　いじめへの組織的対応

いじめに係る情報について報告を行わないことはいじめ防止対策推進法に違反するという自覚のもと、学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的かつ速やかに対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。さらに、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては、日常的に保護者と連携しつつ、注意深く観察します。

(1) いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得て、いじめの防止等の対策のための組織を設置します。

・管理職、教務主任、生徒指導主事、学団主任、教育相談担当、養護教諭、広域カウンセラー、学校運営協議会委員（１名）、ＰＴＡ会長、有識者（１名）により「土小いじめ対策委員会」を組織します。
・本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
・日常の取組については、上記教職員に必要に応じて広域カウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

(2)　対応策の検討と役割分担

・「土小いじめ対策委員会」で、どの教師がどの子どもに対応するかなど役割分担を決めます。

(3)　迅速な実態把握と適切な指導・支援

・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて、状況を正確に把握します。
・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。

(4)　広域カウンセラー、関係機関との連携、調整

・状況に応じて広域カウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(5)　保護者との連携

・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。

・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援を継続します。

(6)　対応の記録の蓄積及び学校間、学年間での情報の引継ぎ
・生徒指導上の問題やその対応等の記録を学年ごとに蓄積し、６年間を通した児童の人間関係を把握し、発達段階を踏まえた児童理解を行います。
・蓄積した情報を、中学校に引き継ぎ、進学後の安定した人間関係づくりに活かします。

(7)　重大事案への対処
・重大事案が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

５　いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やＰＴＡなどを通し､学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。
また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1)　生徒指導通信等による情報発信
・学校で取り組んでいるいじめ防止に向けた活動を紹介するとともに、生徒指導にかかわる情報を提供し、保護者と共に考えるようにします。

(2)　学級ＰＴＡにおける説明・協議
・学級における現在の状況を説明するとともに､保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(3)　講演会等の実施
・外部から専門家を招いて、講演会などを開催します。

(4)　ホームページの活用
・学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。

(5)　相談窓口、相談機関の周知
・いじめだけでなく、友人関係や学習に関することなどに不安や心配を抱いている保護者のために、随時教育相談に応じます。
・広域カウンセラーの相談日を随時お知らせします。
・学校や広域カウンセラー以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

６　年間計画

月	行　　事	取　　組	委　員　会
4	・ＰＴＡ総会 ・港っ子タイム「出会いの会」 ・「入学おめでとう集会」	・引継ぎ資料等確認	子どもを語る会
5	・大運動会 ・みんなでつながる港っ子①「港っ子の約束」の確認	・子どもを語る会	子どもを語る会
6	・土崎南小学校との合同活動（１～５年）	・第１回「くらしのすがた」（生活アンケート） ・Ｑ－Ｕ実施（５年）	子どもを語る会 **※ いじめ対策委員会**
7	・みんなの登校日	・Ｑ－Ｕ活用・支援計画立案 ・二者面談（全学年：保護者と担任）	
8			子どもを語る会
9	・宿泊体験学習（５年）		子どもを語る会
10	・持久走記録会 ・修学旅行（６年）	・第２回「くらしのすがた」（生活アンケート） ・ふれあい相談（全学年：児童と担任）	子どもを語る会
11	・さよなら校舎セレモニー		子どもを語る会
12		・二者面談（希望者：保護者と担任） ・職員による自己評価 ・保護者アンケート	
1			子どもを語る会
2	・ＰＴＡ ・みんなでつながる港っ子②「港っ子の約束」の振り返り ・港っ子活動「ありがとう６年生集会」	第３回「くらしのすがた」（生活アンケート）	子どもを語る会 **※ いじめ対策委員会**
3		引継ぎ資料等作成	子どもを語る会

※　構成員全体の会議

7　港っ子の約束

港っ子の約束

いじめは絶対にしてはいけません。
わたしたち港っ子は、みんなが安心できる
いじめのない学校をめざして、次のことを約束します。

一　わたしたち港っ子は、
優しい言葉や行動で、みんなの笑顔を広げます。

二　わたしたち港っ子は、
相手の気持ちを考え、友だちのよいところを見つけます。

三　わたしたち港っ子は、
困ったときは一人で考えないで、必ず家族や先生に話します。

四　わたしたち港っ子は、
自分からすすんで、困っている友だちに声をかけます。

五　わたしたち港っ子は、
友だちとなかよくし、安心できる楽しい学校をつくります。

平成二十六年二月十九日制定
秋田市立土崎小学校